

令和7年度（2025年度） 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金

この補助金は、本市における省エネルギー機器等（省エネ機器）の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図ることを目的に、省エネ機器を導入する方々へ、予算の範囲内で交付するものです。

●補助メニュー 【昨年度と条件等を変更しているメニューがありますのでご注意ください。】

対象		補助額	補助件数
個人/ 事業者向け ※事業完了後申込	電気自動車等 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)	1件につき 10万円	120件
個人向け ※事業完了後申込	ゼ ッ チ Z E H (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	1件につき 15万円	80件
	太陽光発電設備（蓄電池併設型）	1件につき 8万円	220件
	蓄電池 (固定価格買取制度満了世帯対象)	1件につき 8万円	70件
	エネファーム（家庭用燃料電池）	1件につき 8万円	35件
	エコキュート	1件につき 4万円	100件
	宅配ボックス	1世帯につき 5千円	200件
	省エネ家電製品 (冷蔵庫・冷凍庫・エアコン)	1世帯につき 2万円	500件
事業者向け ※契約前申込	事業所の省エネ設備導入 (LED 照明器具、業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース)	対象経費の 3分の1 ※工事費等除く ※上限100万円 下限20万円	15件 予算 1,500万円

注意事項

- ・受付日順 受付期間内でも申込みが予算枠に達した時点で受付を終了
- ※郵送・持参の場合は脱炭素戦略課に到着した日、オンライン申込の場合は本市のシステムに記録された日を受付日とします。
- ・同日の受付日で予算枠を上回る場合は、抽選で交付決定します。



お問合せ先
(申込先)

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号（本庁舎7階）
熊本市役所 脱炭素戦略課
TEL 096-328-2355（平日 8:30 ～ 17:15）



《申込受付期間》

○省エネ家電(エアコン・冷蔵庫・冷凍庫)：令和7年（2025年）4月21日～令和8年（2026年）3月6日

○宅配ボックス：令和7年（2025年）5月12日～令和8年（2026年）3月6日

○事業者向け省エネルギー設備導入：令和7年（2025年）5月12日～令和7年（2025年）12月26日

○住宅系・電気自動車等：令和7年（2025年）6月2日～令和8年（2026年）3月6日

1. メニューごとの主な要件 ※全ての補助メニューにおいて新品（未使用品）であること。

※2025年3月1日から2026年2月末までに導入すること。（宅配ボックスとエコキュートは除く）

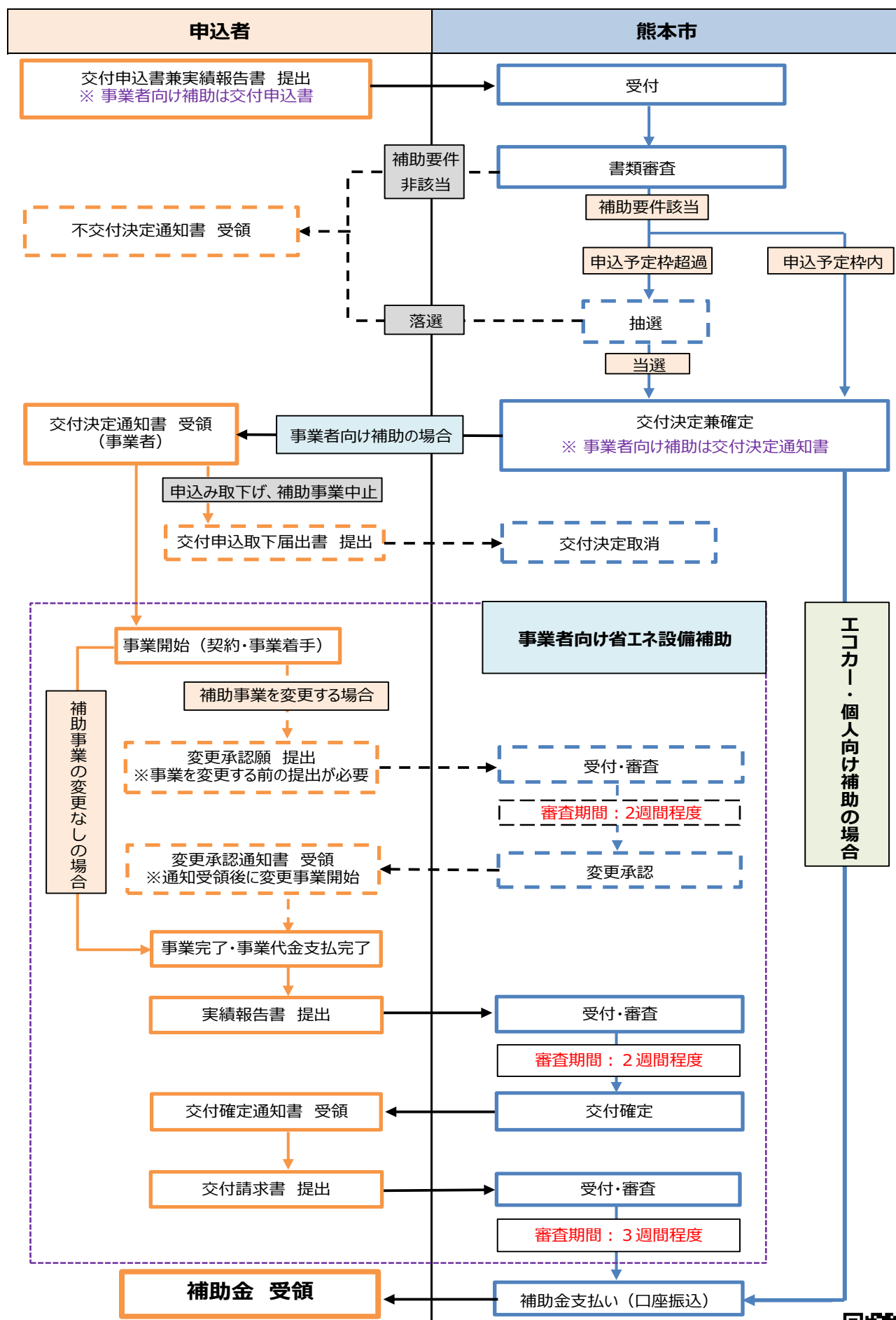
対象	補 助 対 象 事 業
電気自動車等 (EV・PHEV・FCV)	・国のEV・PHEV・FCV補助金の対象車両であり、かつ給電機能を有するもの
	・購入者自らが所有・使用するもの（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
	・車検証の「使用の本拠の位置」が熊本市内であること
	・車検証における登録年月日／交付年月日の年月と、初度登録年月が同一であること
ZEH（ゼッチ）	・BELS評価書において、『ZEH』の評価を受けたもの。（ZEH oriented 等は対象外）
太陽光発電設備 (蓄電池併設型)	・太陽光発電設備及び蓄電池の設置であり、各設備の事業完了日が異なる場合、先に設置した設備の事業完了日が後に設置したものの完了日の1年以内のものであること。
	・各設備は補助対象者が所有するものであること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで所有者が異なる場合は、いずれかの設備は補助対象者が所有するものであり、その他の設備は生計を一にする者が所有するものであること（リースその他補助対象者等に所有権がないものは対象外）。また、いずれの設備も補助対象者または生計を一にする家族が居住する戸建住宅の敷地内で使用されるもの。
	・蓄電池は国の蓄電池補助金の対象になっている製品であること。
	・同じ敷地内に設置されている太陽光発電設備の固定価格買取制度が既に満了していること。
蓄電池 (固定価格買取制度満了世帯対象)	・国の蓄電池補助金の対象になっている製品であり、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。
エネファーム	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、または生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）。
	・一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受け、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。
	・補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
エコキュート	・令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）2月末までに購入したものが対象
	・年間給湯保温効率が2.7以上もしくは年間給湯効率が3.0以上のもの。
	・補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、または生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）。
宅配ボックス	・令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）2月末までに購入したものが対象
	・正当な受取人のみが受け取る機能（鍵等）を有しており、かつ容易に移動できないよう設置されていること。
	・3辺（縦・横・高さ）の合計が60cm以上の物品を収納可能なもの。
	・店舗・インターネットサイトを問わず、購入費が1万5千円以上（工事費や消費税等を控除した額）であること。ただし、フリマアプリ等を介した個人売買で購入したものや、自作のものは対象外とする。
省エネ家電製品 (冷蔵庫・冷凍庫・エアコン)	・いずれの家電製品も省エネ性能（多段階評価点）が★4.0以上であること。
	・購入者自らが所有・使用するもの（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
	・熊本市内に所在する店舗で購入したもの。
	・製品の購入費（複数台可）が10万円以上（値引き額や消費税等を控除した額）であること。
事業者の 省エネ設備 ※ <u>契約前申込</u>	・申込者は熊本市内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人等であること。
	・申込前に契約・着工されたものでないこと。
	・LED照明器具は、「グリーン購入法」に適合した器具への更新。
	・業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケースは、最新のトップランナー基準を満たす設備への更新。
	・エコアクション21認証・登録制度やISO14001認証制度の認証・登録を受けているか、または、熊本市事業所グリーン宣言登録制度に登録（申込中を含む）していること。
	・更新前後で用途が同じであること。また、算定される補助額が20万円以上（上限100万円）となること。

2. 交付申込における提出書類（○：提出必要、△：場合により提出必要、■：提出不要）

必要書類 ※交付申込書兼実績報告書以外は 写しで大丈夫です。	電気 自動車等	ゼッチ Z E H	太陽光 (蓄電池 併設型)	蓄電池 (FIT 制度 満了世帯)	エネファーム	エコキュート	宅配 ボックス	省エネ家電 (冷蔵庫・冷凍 庫・エアコン)	省エネ 設備
交付申込書兼実績報告書 ※（ ）内は要綱様式番号。省エネ設備は交付申込書。	○ (第 1 号)	○ (第 2 号)	○ (第 3 号)	○ (第 4 号)	○ (第 5 号)	○ (第 6 号)	○ (第 7 号)	○ (第 8 号)	○ (第 9 号)
契約書（経費の内訳が確認できる書類）	○	○	○	○	○	○			
領収書 (補助対象に係る経費を支払ったことが証明できるもの)	○	○	○	○	○	○	○ (レシートでも可)		
住民票（発行から 3 か月以内のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	
補助対象設備等のカタログ (型番等が確認できるもの)			○	○	○	○	○	○	
補助対象設備等の保証書等 (新品であることが証明できるもの)			○	○	○	○	○	○	
補助対象設備の設置状況を示すカラー写真 (補助対象設備の全景及び品名番号（銘板）のアップ)		○ 建物全体	○	○	○	○			
引渡日を証するもの（引渡日を事業完了日とする場合）		○ (必須)	△	△	△	△			
B E L S 評価書		○							
太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真		○	○						
固定価格買取制度の終了時期が確認できるもの				○					
自動車検査証記録事項（電子化されていない場合、自動車検査証）	○								
【法人の場合】商業登記又は法人登記の登記事項証明書 (発行から 3 か月以内の現在事項全部証明書又は履歴 事項全部証明書)	△								△
【個人事業主の場合】確定申告書 B	△								△
【非営利型法人に該当する一般社団法人又は一般社団法 人の場合】誓約書（様式第 20 号）	△								△
【非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法 人の場合】直近の定款	△								△
事業計画書(様式第 9 号の別紙 1)									○
【申込者の所在地と設備の設置場所が異なる場合】 申込者が設置場所において事業活動を営んでいることがわ かる書類									△
省エネルギー設備を導入する事業所の位置図									○
更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真 (照明器具更新の場合は設置状況が確認できる写真の み。)									○
更新事業前の設備の設置場所を示した平面図									○
更新事業前の設備の性能が確認できる書類（カタログや仕 様書等）※照明器具の更新の場合は除く。									○
導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が確認でき、 かつその性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認で きる書類（カタログや仕様書等）									○
更新事業に係る見積書（補助対象経費と補助対象外経 費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製 品名・型番がわかるもの）									○
エコアクション 2 1 認証・登録証もしくは I S O 1 4 0 0 1 登録証及び登録付属書（エコアクション 21 もしくは ISO14001 の登録がある場合）									△
熊本市事業所グリーン宣言登録用紙（登録がある場合は 不要）									△
その他の必要とする書類	追加書類が必要なとき提出を依頼する場合があります。								

※事業者の省エネ設備補助の実績報告書（様式第 1 5 号）の添付書類は、熊本市ホームページでご確認ください。

3. 申込から補助金交付までの流れ



※ 補助金交付の要件や提出書類の様式等は熊本市ホームページ掲載しています。

